

富士市介護・老人福祉関係施設における感染症等発生時の公表指針

1 目的

介護・老人福祉関係施設は、感染症若しくは食中毒の発生を予防し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない責務を負っている。

また、「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」（平成17年2月22日付け健発第0222002号厚生労働省健康局長ほか通知、以下「厚生労働省通知」という。）により、感染症等が発生した場合は、行政機関に報告することとなっている。

この指針は、介護・老人福祉関係施設における感染症の発生を回避するため広く関係者に対して現況を知らせて注意喚起し、もって感染症若しくは食中毒の発生又は、まん延の防止を図ることを目的とする。

2 対象施設

厚生労働省通知により対象とされた介護・老人福祉関係施設のうち、富士市所管施設（別表1）

3 公表対象基準

- (1) 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間以内に2名以上発生した場合
- (2) 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が1週間以内に10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

4 公表方法等

- (1) 公表主体 上記公表対象基準に定める感染症等が発生した介護・老人福祉関係施設
- (2) 公表時期
ア 入居施設の場合 上記公表対象基準に定める感染症等が発生した時
イ 通所施設の場合 施設が感染源であることが判明した時
- (3) 公表内容 利用者の人権に配慮し、その事実について自主的に公表する。
具体的な内容等は市と協議の上決定する。
- (4) 公表方法 施設が自主的に、記者クラブへの資料提供や記者会見等を行う。
- (5) その他 施設による自主公表がなされない場合には、以下の点に留意し、市において公表する。
ア 入居者等のプライバシー保護に十分配慮すること。
イ 公表内容は、当該施設と認識が一致しているものに限定すること。
ウ 公表に当たっては、当該施設に対し事前にその旨連絡し、発表資料を呈示すること。

5 施行日

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

この指針は、令和2年1月1日から施行する。

別表1

No.	事業・施設の種類
1	地域密着型通所介護
2	認知症対応型通所介護
3	小規模多機能型居宅介護
4	認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
5	地域密着型特定施設
6	地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム）
7	複合型サービス
8	有料老人ホーム